

「ShowNet」参加に関する機密保持契約書

（以下「参加者」という）と株式会社ナノプト・メディア（以下「事務局」という）との間において以下の内容の契約を締結する。

第1条（定義）

- 「展示会」とは、平成29年6月7日から同年6月9日の間、幕張メッセ及び国際会議場において開催される Interop Tokyo 2017、及び同時開催展であるロケーションビジネスジャパン2017、Connected Media Tokyo 2017、デジタルサイネージジャパン2017、APPS Japan 2017、その他株式会社ナノプト・メディアが同期間中に同会場にて開催するイベントを指す。
- 「参加者等」とは、上記「参加者」、「ShowNet」の一部もしくは全てに参加する、法人、団体もしくは個人をいう。
- 「開示者」とは、「機密情報」を開示する「参加者等」をいう。
- 「ShowNet」とは、以下に参加する法人、団体もしくは個人が相互に協力し、「展示会」の会場内にネットワークを敷設し、また展示会の準備期間、開催期間及び事後処理期間に技術その他サービスを提供するプロジェクトをいう。
 - ShowNet NOC（ネットワーク・オペレーション・センター）チーム
 - STM（ショーネット・チーム・メンバー）Program
 - ShowNet Sponsorship Program

第2条（守秘義務）

- 「ShowNet」は、「参加者等」および「事務局」がお互いの機密を持ち合って開示してはじめて成立するものである。「参加者」は、本契約期間中に「機密情報」を「開示者」の承諾を得ることなく利用、使用及び開示してはならない。「事務局」は、ShowNetのために必要最低限の範囲を超えて複製してはならない。「機密情報」とは以下に該当するものをいう。
 - 「参加者等」が公に公開していない事実
 - 「ShowNet」における相互接続試験内容
 - 技術的な実装や解釈の違いにより相互接続が出来なかった事実と、そのすべての情報
 - 「ShowNet」にて得た他社の情報
 - 自社以外の不具合情報
 - ミーティングや事前検証期間中など、「参加者等」自身が「機密情報」であることを書面上に明記して開示された場合または口頭で宣言した場合の情報
- 「機密情報」について以下に該当するときは前項を適用しない。
 - 公知、公用の事実・情報
 - 「開示者」以外の「参加者」が独自に開発した情報
 - 「開示者」以外の第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した事実・情報
 - 開示の時点で既に「参加者」が保有していた事実・情報
 - 「ShowNet」が開示する別表に定める事実・情報
 - 「機密情報」に接した「参加者」の記憶に留まるアイデア、コンセプト、ノウハウおよび技法
- 「事務局」は、「参加者」を除く、他の「参加者等」との間で本契約と実質的に同条件の機密保持契約を締結するとともに、当該「参加者等」に対して当該機密保持契約に定める守秘義務を遵守させる

第3条（機密情報の使用・管理）

参加者は、善良なる管理者の注意をもって機密情報を厳重に監視するとともに、機密情報を使用する関係当事者に対して、本契約に定める機密保持義務を遵守させるものとする。

第4条（契約期間）

本契約の存続期間は、平成29年3月1日から平成30年2月末日までの1年間とする。

第5条（機密情報の返還・廃棄）

第4条に定める契約期間後、参加者は直ちに機密情報を廃棄しなければならない。なお、事務局が求めた場合、参加者は事務局に対し機密情報を廃棄した旨の証明書を提出しなければならない。

第6条（協議事項）

本契約書に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い「事務局」と「参加者等」における協議の上、円満に解決を図るものとする。

第7条（免責事項）

「事務局」の責めに帰することのできない理由により、「参加者」と「参加者等」の間で紛争が生じた場合には、当事者間で解決を図るものとし、「事務局」は両者に対して損害賠償責任を一切負わないものとする。

第8条（合意管轄）

本契約に関し、「事務局」と「参加者」の間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、参加者・事務局記名捺印の上、各1通を保有する。(個人の場合は、捺印の代わりに自署可)

平成 29 年 月 日

(住所)

(参加者)

(印) (自署にて代用可)

(事務局)

東京都品川区西五反田 1-18-9 五反田 NT ビル 5F

Interop Tokyo 実行委員会 事務局

株式会社ナノオプト・メディア

代表取締役社長 藤原 洋

別表「ShowNet」参加に関する機密保持契約書 第2条2項の⑤に該当する項目

項目	内容
ネットワーク図	1. 「ShowNet NOC(ネットワーク・オペレーション・センター)チーム」が「広報用」「公開用」と明示したネットワーク図
トラフィック情報等	1. 「ShowNet」によって敷設されたネットワークから取得したトラフィック情報、またはログ情報、及びその他各種機器から取得した情報等をグラフ化した統計情報のうち、「ShowNet NOC (ネットワーク・オペレーション・センター)チーム」が「広報用」「公開用」と明示した情報
写真・ビデオ	1. 「参加者」が「事務局」と「開示者」の撮影許可を得て撮影した写真・ビデオ及び、「ShowNet NOC(ネットワーク・オペレーション・センター)チーム」が「広報用」「公開用」と明示した写真・ビデオ